

妊婦のための支援給付（1回目）について

妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じる「伴走型（相談）の支援」と経済的負担を軽減するための「経済的支援」をセットして実施します。



1. 給付金の対象者

次の①～③のすべてに当てはまる方

- ①医療機関で胎児心拍を医師が確認し、医師による妊娠の証明を受けた妊婦（医療機関で記載された妊娠届出書が必要です）
- ②妊娠届出時に小城市に住民登録がある妊婦
- ③他の自治体で妊婦のための支援給付金（現金やクーポンなど）の支給を受けていない妊婦

2. 給付額

妊婦一人あたり5万円 ※対象が妊婦のため、多胎妊娠の場合も5万円の支給になります。

◆対象者の所得制限はありません。

3. 支給までの流れ

◆ 胎児心拍を医療機関受診時に医師より確認された妊婦は妊娠届出時に申請を受付けます。

- ① 妊娠届出を提出するために、市役所へ電話(0952-37-6107)もしくはLINEで来所の予約をします。※当日は電話予約のみです。
- ② 小城市役所 こども家庭課で妊婦本人が妊娠届出をし、母子健康手帳の交付時に面談を実施します。1時間ほど時間を要しますので、来所前に小城市こども家庭課までご連絡ください。
- ③ 面談後に申請書をお渡しし、申請書の記入後に申請を受付けます。※申請期限は胎児心拍を医療機関受診時に医師より確認された日から2年に達する前日までです。

＜申請に必要なもの＞ ※来所時にご持参ください！

- ☐ 医療機関で胎児心拍を医師が確認し、医師による妊娠の証明書（医療機関で記載された妊娠届出書）
- ☐ 妊婦の振込口座を確認できる書類の写し（コピー）
通帳（開いて1ページ目）やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご持参ください。※市役所内でコピーも可能です。
※入籍前の方は申請前に名義変更を行うか、申請後に市から支給確認後に名義変更を行ってください。
- ☐ 妊婦の本人確認書類の写し（コピー）※現住所・現在の氏名を確認できるもの
運転免許証（両面）、マイナンバーカード、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ 妊婦の印かん（認め印）※インク内蔵型スタンプ（シャチハタ）不可

- ③ 申請した翌月の月末までに、申請書に記載されたされた銀行口座に給付金を振り込みます。
支給日が決まれば、決定通知書をご自宅に送付しお知らせします。

※書類に不備等がある場合、支給ができないもしくは支給までに時間がかかる場合があります。

＜お問合せ先＞

小城市こども家庭課こども家庭相談係

TEL0952-37-6107

✉kodomosoudan@city.ogi.lg.jp

～小城市の伴走型の支援について～

小城市では伴走型の相談支援の一つとして、妊娠 8 か月前後でアンケートを実施します。
小城市から通知が届きますのでご確認お願いいたします。

回答は Web 回答になっています。

回答がない場合は市から連絡させていただきます。

よくある質問

Q1 妊婦のための支援給付の口座は、夫の口座を指定できますか？

A1 :妊婦の口座のみです。夫の口座を指定することはできません。

Q2 双子を妊娠しました。 その場合、10 万円を受け取ることができますか？

A2 :多胎妊娠の場合も 5 万円の支給となります。

なお、出産後に支給する妊婦のための支援給付(2 回目)は、5 万円×生まれたお子さまの数を支給します。

Q3 流産・死産となりました。妊婦のための支援給付の支給を受けることができますか？

A3 :医療機関を受診し、医師より胎児心拍を確認された妊婦は、妊婦のための支援給付を受けることが出来ます。その後、流産や死産、中絶となった場合でも、妊婦のための支援給付を受けることが出来ます。

その際は、小城市役所 福祉部 こども家庭課 こども家庭相談係(0952-37-6107)へご連絡ください。

Q5 DV(ドメスティックバイオレンス)などにより、やむを得ず、住民票を元の住所から異動せず、別の市区町村に避難しています。この場合、住民票のある小城市、避難先の市町村のどちらへ申請をすればよいですか？

A5 :避難先の市区町村ではなく、住民票のある市区町村での申請となります。

その際は、小城市役所 福祉部 こども家庭課 こども家庭相談係(0952-37-6107)へご連絡ください。